

議案第15号

大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例案

大阪市立学校設置条例（昭和39年大阪市条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
本市に幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。	[同左]
[略]	[同左]
小学校	小学校
名称 位置	名称 位置
[略]	[同左]
[削る]	<u>大阪市立北鶴橋小</u> 大阪市生野区鶴橋
	<u>学校</u> 3丁目
<u>大阪市立つるはし</u> [略]	<u>大阪市立鶴橋小学</u> [同左]
<u>小学校</u>	<u>校</u>
<u>大阪市立東勝山小</u> [略]	<u>大阪市立東桃谷小</u> [同左]
<u>学校</u>	<u>学校</u>
[削る]	<u>大阪市立勝山小学</u> 大阪市生野区勝山
	<u>校</u> 南1丁目
[略]	[同左]
[略]	[同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

令和7年2月7日提出

大阪市長 横 山 英 幸

説 明

北鶴橋小学校及び鶴橋小学校を統合してつるはし小学校を設置するとともに、東桃谷小学校及び勝山小学校を統合して東勝山小学校を設置するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。